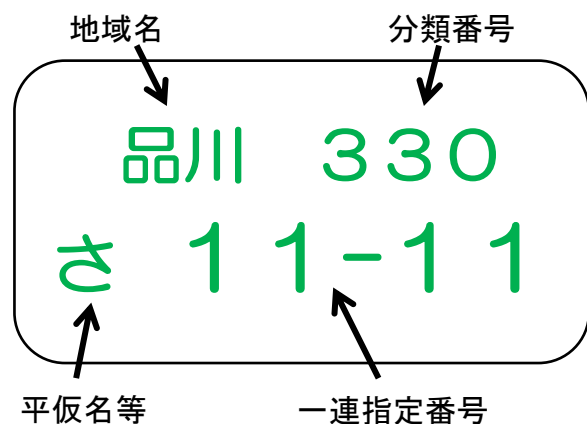


ナンバープレートについて

- 道路運送車両法第4条の規定により、自動車は、登録を受けたものでなければ、運行の用に供してはならないとされており、同法第19条の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。
- また、軽自動車についても、同法第73条第1項の規定により、ナンバープレートを表示しなければ、運行の用に供してはならないとされている。

＜ナンバープレートの記載内容＞



＜ナンバープレートの塗色の一例＞



○**地域名**... 自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、運輸監理部又は自動車検査登録事務所を表示する文字
 ＜例＞ 品川、練馬、足立

○**分類番号**... 自動車の種別及び用途による分類を表示する2字以下のアラビア数字又は最初の字がアラビア数字であって、その他の字がアラビア数字若しくはローマ字若しくはこれらの組み合わせである3字
 ＜例＞ 100...貨物自動車、300...普通乗用自動車、50A...小型乗用自動車

○**平仮名等**... 自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字
 ＜例＞ 自家用: さ、す、せ、...、る、ろ 事業用: あ、い、う、え、か、...、こ、を レンタカー用: れ、わ

○**一連指定番号**... 4 けた以下の任意のアラビア数字